

神奈川県後期高齢者医療広域連合告示第15号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札の参加資格等必要事項を次のとおり公告する。

令和8年8月19日

神奈川県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 本村 賢太郎

1 入札に付する事項

- (1) 入札件名
別紙「入札案件一覧表」のとおり
- (2) 履行場所、履行期間、案件の概要、入札参加条件
神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）事務局掲
示板にて公表及び広域連合ホームページに掲載
- (3) 入札日
令和8年9月10日（木）
- (4) 入札及び開札場所
広域連合 11階会議室

2 入札参加に必要な資格に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、当該入札の公告日において、次の要件を満たすものとする。
 - ア 神奈川県後期高齢者医療広域連合契約規則（以下「契約規則」という。）第5条の3に規定する令和7・8年度一般競争入札有資格者名簿へ登載されている者であること。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - ウ 神奈川県後期高齢者医療広域連合一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱第2条に規定する入札参加資格の停止及び指名停止の期間中でないこと。
 - エ 法令等の規定により営業停止を受けていない者であること。
 - オ 入札案件概要書に記載する参加条件に適合していること。
 - カ 役員等（参加をしようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）が神奈川県暴力団排除条例（以下この項目において「県条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

キ 暴力団（県条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団経営支配法人等（県条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。以下同じ。）でないこと。

ク 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していないこと。

ケ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。

コ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(2) 入札参加の確認手続き

ア 入札に参加しようとする者は、この公告の日から指定した参加申込締切日の午後5時までに条件付一般競争入札参加資格確認申込書を電子メールで広域連合総務課財政係（以下「財政係」という。）へ送付すること。なお、入札案件ごとに指定する書類がある場合は、併せて送付すること。

イ 指定日時までに条件付一般競争入札参加資格確認申込書による申込を行わなかった者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加できないものとする。

ウ 条件付一般競争入札参加資格確認申込書の提出があった者には、確認の結果として条件付一般競争入札参加資格確認通知書を電子メールで通知する。そのうち入札の参加を認められた者については、指定日時に広域連合窓口で、送付された通知書を持参のうえ、正本と引き換えるものとする。

エ 条件付一般競争入札参加資格確認通知書の送付を受けた後、2の(1)に規定する要件のうち、いずれか一つでも備えなくなったときは、入札に参加することはできない。

3 入札に係る書類に関する事項

(1) 仕様書・設計書等の配布方法

この公告の日から広域連合の窓口において設置し、閲覧に供する。なお、条件付一般競争入札参加資格確認通知書において入札の参加を認められた者については、指定日時に広域連合窓口で、通知書の正本引き換えと併せて配布するものとする。

(2) 入札の参加を認められた者につき仕様書等に質疑がある場合は令和8年9月3日（木）正午までに質問書により電子メールで財政係へ送付するものとする。回答は原則として令和8年9月7日（月）午後5時までに、入札参加を認められた者全員に電子メールで行う。また、ホームページには、質疑の有無の掲載を行う。

(3) 仕様書等に変更が生じた場合の通知は、前号と同様に行う。

(4) その他不明な点が生じた場合は財政係に問い合わせること。

4 入札方法等

- (1) 入札は、1 者以上の入札参加者をもって行うものとする。
- (2) 入札会場に入室する際には、条件付一般競争入札参加資格確認通知書を提示すること。
- (3) 入札を代理人が行なう場合は、入札の前に委任状を提出しなければならない。
- (4) 入札開始時間に遅れたときは、入札に参加できない。
- (5) 入札を辞退する場合の手続きは、次のとおりとする。なお、入札を無断で欠席した場合には失格とし、当該入札の開札日から起算して30日以内に公告される入札には参加できない。
 - ア 入札開始前までに辞退する場合は、所定の様式により辞退届を提出すること。
 - イ 入札中に辞退する場合は、入札書に辞退の旨を記載し提出すること。
- (6) 入札書は指定した様式により、入札会場において、執行者の指示に基づき提出するものとし、郵送による入札は認めない。
- (7) 入札書を提出した後は、入札書の書き換え、差し替え、撤回は出来ない。
- (8) 入札回数は、上限2回とする。
- (9) 契約規則第15条及び第16条に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札予定者とする。
- (10) 落札予定となるべき同価格の入札をした者が2以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札予定者を決定する。
- (11) 落札予定者を決定したときは、速やかに、落札予定者を決定したこと、落札予定者の氏名及び入札金額、並びに落札とされなかった入札を申し込みした者の氏名及び入札金額を入札会場にて告知する。
- (12) 落札予定者がいない場合は、不調とする。
- (13) 執行者は必要と認めたとき、当該入札の執行を中止し、若しくは取消し、又は入札日時を延期することができる。
- (14) 入札参加者及びその代理人は、入札後、入札手続、当広域連合契約規則、仕様書、入札に際しての注意事項、入札執行等についての不知又は不明を理由として異議申し立てることはできない。

5 入札保証金に関する事項

入札保証金は免除とする。

6 入札の無効

次のいずれか一つに該当する入札は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議申し立てはできない。

- (1) 2の(1)に規定する資格要件を備えない者が行った入札
- (2) 入札参加資格確認通知書(正本)を広域連合に連絡もなく指定日に受領しない者又は現場説明を行った場合で現場説明を受けない者が行った入札

- (3) 入札に必要な書類等の内容に虚偽があった者が行った入札
- (4) 入札に参加する資格のない者又は代理権限がない者が行った入札
- (5) 他人の代理を兼ね、又は2以上の代理をした者が行った入札（関与した全ての入札を無効とする。）
- (6) 入札書に誤りがある場合
 - ア 代表者印のない入札書による入札を行なった場合
 - イ 委任状に代表者印又は入札の権限を委任された者の印がない場合
 - ウ 入札金額のない場合
 - エ 入札金額を訂正して入札したとき又は入札金額の記載が不明瞭な場合
 - オ 金額、記名、押印その他必要な記載事項を確認できない場合
- (7) 前各号のほか、広域連合長が特に指定した事項に違反した入札

7 入札参加者の失格

次のいずれか一つに該当する場合、入札参加者を失格とし、当該入札の開札日から起算して30日以内に公告される入札には参加できない。

- (1) 入札参加資格確認通知書（正本）等の入札関係書類を広域連合に連絡もなく指定日までに受領しなかった場合
- (2) 受領した入札関係書類のうち指定様式があるものについて、指定外の様式を使用した場合
- (3) 入札参加者が連合して入札をしたと明らかに認められた場合
- (4) 最低制限価格を設定した場合において、最低制限価格未満の価格で入札を行なった場合
- (5) 落札予定者が、指定期日までに、入札額に対応した内訳書若しくは広域連合が指示する明細書等を提出しない場合又は入札額に対応しない内訳書を提出した場合。
- (6) 履行確認調査において、履行が確保できないと判断された場合
- (7) その他契約規則又は入札に関する条件に違反した場合

8 落札予定者に対する履行確認調査

落札予定者に対し履行確認調査を行う。

- (1) 調査の結果、契約の内容に適合した履行が確保できないと判断した場合には最低価格をもって申込みをした者であっても落札予定者とはならず、次に低価格をもって申込みをした者（次順位者）を落札予定者とし、同様に履行確認調査を行う。次順位者を不適合と判断した場合には、その次の順位者に同様の調査を行う。履行確認調査の結果、適正な契約履行がされると認められた者を落札者とする。
- (2) 履行調査の対象者は、広域連合が必要と認める内訳明細書等の必要書類を提出するなど、調査に協力すること。
- (3) 履行確認調査結果は、当該入札参加者に通知する。

9 入札結果の公表

入札参加業者及び入札金額は公表する。

10 契約保証金に関する事項

契約規則の規定によるものとする。

11 契約の締結

- (1) 契約の締結にあつては、契約書を作成する。
- (2) 契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とする。

12 契約金額（前払金、部分払金、完成払金）の支払い

契約約款又は契約規則の規定によるものとする。

13 その他

- (1) 本公告に記載のない事項については、契約規則及び契約関連規定の定めるところによるものとする。
- (2) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反することがないように十分注意すること。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除の措置を執ることがある。

14 問合せ先

神奈川県後期高齢者医療広域連合総務課財政係

所在地 神奈川県横浜市神奈川区栄町8番地1

ヨコハマポートサイドビル9階

電 話 045-440-6701

FAX 045-441-1500

メール keiyaku@union.kanagawa.lg.jp(入札・契約専用)

ホームページアドレス <https://www.union.kanagawa.lg.jp/>

<別紙>

神奈川県後期高齢者医療広域連合入札案件一覧表

条件付一般競争入札参加 資格確認申込書提出期限	令和8年8月25日	(火)	17時まで
質問書提出期限	令和8年9月3日	(木)	正午まで
入札日	令和8年9月10日	(木)	

案件一覧

区分	契約番号	契約件名	入札開始時間
一般	26068	令和8年度医療費通知及びジェネリック 医薬品利用差額通知作成等業務委託	10時00分

※各案件の参加条件は、入札案件概要書で確認してください。